

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 基本構想策定業務委託

仕様書

鈴鹿市

第1章 総 則

本仕様書は、鈴鹿市（以下「本市」という。）が発注する「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター基本構想策定業務委託」に適用する。

1 業務の目的

本市では、平成20年（2008年）、鈴鹿市議会において、本市内における不燃・粗大及びプラスチック製容器包装類ごみの適正処理並びに最終処分場の適正管理を目的として「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業」の実施が採択された。

当該事業では、ごみの適正処理及び最終処分場の適正管理を実現するべく、「容器包装プラスチック処理施設」及び「不燃・粗大ごみ処理施設」並びに「最終処分場」を敷地内に新設し、ごみの搬入から最終処分までを一元管理するBTO方式で業務の効率化を図っている（以下「2期事業」という。）。

しかしながら、2期事業はリサイクルセンターが令和10年度、最終処分場が令和12年度までの契約期間となっていることから、今後の契約内容等について検討を進める段階にきている。

そこで、本市がリサイクルセンターの安全・安心な施設整備を実施するために「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター基本構想」を策定するにあたり、本業務では、今後の契約内容等を円滑に遂行するための基本条件の整理やプラスチック使用製品廃棄物への対応等を検討するとともに、契約期間や事業スケジュールについても検討を実施することで、本市の基本構想策定の一助となることを目的とする。

なお、2期事業の契約期間は、以下のとおりである。

（1）不燃・粗大ごみ処理施設

維持管理・運営期間：平成23年4月～令和11年3月

（2）容器包装プラスチック処理施設

維持管理・運営期間：平成22年4月～令和11年3月

（3）最終処分場

維持管理・運営期間：（既設分）平成23年4月～令和10年3月

（新設分）平成26年4月～令和11年3月

埋立終了後管理期間：（既設分）令和10年4月～令和13年3月

（新設分）令和11年4月～令和13年3月

2 委託業務名

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター基本構想策定業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりである。

なお、本業務の詳細は、「第2章 特記仕様書」を参照すること。

- (1) 基本条件の整理
 - ① 現状の整理
 - ② 課題の整理
- (2) プラスチック使用製品廃棄物処理方法の検討
 - ① 搬入量の推計
 - ② 処理方法の検討
- (3) 施設の改修規模の検討
 - ① 搬入量の推計
 - ② 施設の改修規模の検討
- (4) 施設の改修内容の検討
 - ① 改修内容の検討
 - ② 運営・維持管理期間の検討
 - ③ 概算費用の整理
- (5) 契約内容の検討
- (6) 事業スケジュール等の検討
- (7) 報告書作成

5 受託者の義務

本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行にあたり業務の目的、趣旨等を十分に理解したうえで、幅広い知識及び高度な専門的能力を用い、的確な課題分析や解決能力を発揮し本業務を遂行すること。

6 業務の技術者等

本業務を行う技術者等は、以下の資格及び実績を有するものとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者
 - ① 技術士法で定める技術士（衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理））の資格を有すること。
 - ② 管理技術者及び照査技術者は、いずれも公告日の3か月以上前から雇用されていること。
なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。
 - ③ 平成27年度以降に、地方公共団体又は一部事務組合（以下、「地方公共団体等」という。）が発注する一般廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設の（又はマテリアルリサイクル推進施設を含む）施設整備に係る基本構想又は基本計画策定業務を元請けとして受注し、かつ完了した実績を有すること（参加表明書提出時において業務が完了しているものに限る）。

(2) 担当技術者

- ① 担当技術者は、公告日の3か月以上前から雇用されていること。
なお、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。
- ② 平成27年度以降に、地方公共団体等が発注する一般廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設の（又はマテリアルリサイクル推進施設を含む）施設整備に係る基本構想又は基本計画策定業務を元請けとして受注し、かつ完了した実績を有すること（参加表明書提出時において業務が完了しているものに限る）。

7 提出書類

受注者は、以下の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書
- ③ 業務工程表
- ④ その他必要な書類

(2) 完了時

- ① 成果品納品書
- ② その他必要な書類

8 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、以下のとおりとする。

- (1) 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター基本構想 A4版くるみ製本 20部
- (2) 電子データ（CD又はDVD等） 一式

9 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び関係通知等で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備がないようにしなければならない。

10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、本市が所有している場合には受託者に貸与するものとする。

その場合、受託者は本市に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

11 秘密保持及び中立性の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項及び関係図書等について、本市の許可なく第三者に漏らしたり、提供したり又は他の調査に使用してはならない。

また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12 打合せ及び議事録

受託者は、業務の目的を達成するため、受託期間中は必要に応じて本市との打合せを行うものとする。

なお、受託者は打合せ事項及びその内容を記録し、本市に提出するものとする。

13 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は本市と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

14 業務の完了及び引渡し

受託者は、業務完了後所定の手続を経て、本市の検査を受けるものとする。

本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、納入品、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正の上、納品するものとする。

15 その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものである。

そのため、本仕様書に明記なき事項にあっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議の上で実施する。

本仕様書に規定する内容が変更となる場合は、両者協議の上、契約変更することができる。

本市が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議の上、契約金額、納期等を変更できるものとする。

第2章 特記仕様書

「第1章 総則」「4 業務の概要」に記載する本業務の詳細内容は、以下のとおりである。

1 委託内容

(1) 基本条件の整理

① 現状の整理

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（以下「本施設」）の処理対象物の対応に関する課題について整理すること。

② 課題の整理

ア. スプレー缶の処理

穴あけなしのスプレー缶処理を本施設内で実施することについて、対応可能性と課題について費用対効果を考慮し整理すること。

イ. プラスチック使用製品廃棄物の処理

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化への対応について費用対効果を考慮し整理すること。

ウ. その他運用の課題と整理

(2) プラスチック使用製品廃棄物処理方法の検討

① 搬入量の推計

プラスチック使用製品廃棄物の潜在量を把握するとともに、搬入量を推計すること。

② 処理方法の検討

プラスチック使用製品廃棄物の処理方法について、本施設で処理を実施する場合と民間企業に外部委託処理した場合の比較検討を実施すること。

(3) 施設の改修規模の検討

① 搬入量の推計

一般廃棄物処理基本計画等をもとに、処理対象品目ごと搬入量を推計すること。

② 施設の改修規模の検討

推計値をもとに、処理系統別の施設規模を算定し、2期事業終了後の今後の契約での対応可能性について検討すること。

なお、現在のプラント施設の規模については以下のとおりである。

ア．不燃・粗大ごみ処理系統	44 t／日
イ．容器包装プラスチック処理系統	22 t／日
ウ．ペットボトル処理系統	2 t／日
エ．有害ごみ処理系統	2 t／日

(4) 施設の改修内容の検討

① 改修内容の検討

本施設を改修する場合の工事内容及び工事にあたっての長期運転停止の必要性等を整理すること。

また、循環型社会形成推進交付金制度等の活用可能性について、二酸化炭素排出量削減量等を検討すること。

② 運営・維持管理期間の検討

2期事業終了後の今後の運営・維持管理期間について、改修工事の改修内容を踏まえた運営・維持管理期間を整理すること。

なお、検討する際には、以下の条件も考慮して整理すること。

ア．新設分最終処分場（上中谷埋立地）の埋立期間

イ．改修後の施設の寿命

③ 概算費用の整理

改修工事の概算工事費を令和7年12月頃までに整理すること。

(5) 契約内容の検討

2期事業の契約期間終了後の契約内容について検討するとともに、課題について整理すること。

(6) 事業スケジュール等の検討

2期事業終了後の円滑な事業推進に向けて、令和8年度以降の事業スケジュールを検討すること。

また、次期新リサイクルセンター及び最終処分場について、建設候補地を事業用地内で検討し、将来的な事業用地の利用方法についての提案を行うこと。

(7) 報告書作成

前項までに検討した結果を踏まえた2期事業終了後の今後の事業推進にあたっての課題等を整理し、基本構想を作成すること。